

第 1 2 号議案

亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 4 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例

(亀岡市特別会計条例の一部改正)

第 1 条 亀岡市特別会計条例(昭和 3 9 年亀岡市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 9 号中

「亀岡市上水道事業会計」「亀岡市水道事業会計
上水道事業を行うため」を「水道事業を行うため」に改め、
同号を同条第 8 号とし、同条中第 1 0 号を第 9 号とし、第 1 1 号
を第 1 0 号とする。

第 3 条中「、第 5 号及び第 6 号」を「、第 4 号及び第 5 号」に改める。

(亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例の一部改正)

第 2 条 亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例(平成 2 1 年亀岡市条例第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

題名中「水道未普及地域解消事業」を「水道事業」に改める。

第1条中「亀岡市水道未普及地域解消事業（以下「事業」という。）において水道未普及地域解消事業分担金（以下「分担金」という。）」を「水道事業の費用に充てるための分担金」に改める。

第5条を第7条とし、第4条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（給水条例の適用除外）

第6条 第2条に掲げる事業により施行する配水施設等の設置及び給水装置の新設等で、第4条に規定する分担金を賦課するものにあつては、亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第 号）第7条、第8条及び第36条の規定にかかわらず、給水装置工事の費用、配水施設等設置負担金及び加入金は、徴収しない。

第3条第2項を削り、同条を第4条とする。

第2条中「上下水道事業管理者」を「水道事業の管理者の権限を行う市長」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（適用範囲）

第2条 この条例を適用する水道事業は、亀岡市が行う事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 水道が整備されていない地域において水道施設を整備する事業（厚生労働大臣が適当と認めた水道未普及地域解消計画に基づき施行するものに限る。）
- (2) 簡易水道事業を水道事業に統合する事業（簡易水道事業統合計画に基づき施行するものに限る。）

（亀岡市簡易水道事業基金条例及び亀岡市簡易水道建設事業分担金徴収条例の廃止）

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 亀岡市簡易水道事業基金条例（昭和39年亀岡市条例第5号）
- (2) 亀岡市簡易水道建設事業分担金徴収条例（昭和41年亀岡市条例第16号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(亀岡市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正前の亀岡市特別会計条例第1条に規定する亀岡市簡易水道事業特別会計に係る決算上の剰余又は不足、債権、債務及び資産は、亀岡市水道事業会計に引き継ぐものとする。
(亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正前の亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の亀岡市水道事業分担金条例の規定によりなされたものとみなす。

亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合すること
に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

- 1 簡易水道事業を水道事業に統合することに伴い、関係する条例を次のとおり改正すること。
 - (1) 亀岡市簡易水道事業特別会計と亀岡市上水道事業会計とを亀岡市水道事業会計として統合すること。
 - (2) 水道事業への統合に伴い、分担金の徴収規定を整備すること。
 - (3) 関係条例の廃止及びその他所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。